

## 【アーティス CMS クラウド・Qubo 代理店規約】

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社アーティス（以下、「当社」という）が提供する、「アーティス CMS クラウドおよび Qubo」（以下、「本サービス」という）を利用するお客様を、代理店が紹介する業務に際して、当社と代理店が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

### 第2条 (代理店加盟資格)

別紙「アーティス CMS クラウド・Qubo 代理店加盟要項」によるものとします。

### 第3条 (申込と承認)

1. 代理店として加盟しようとする者は、本規約の全ての条件に合意のうえ、当社に対して申し込みを行うものとします。
2. 前項の申し込み内容を当社が審査し、承認した時点から代理店としての資格が生じるものとします。

### 第4条 (卸価格の計算)

当社は、代理店の紹介したお客様について本サービス利用に関する申し込みを受諾し、代理店にご利用料金を請求する際、代理店に対し、下記に定める卸価格にて請求を行います。

- (1) 初期費用：弊社が販売する定価の 85%
- (2) 月額費用：弊社が販売する定価の 85%
- (3) オプション費用に関しては、定価での請求となります。

### 第5条 (利用料金の支払方法)

本サービスの利用料金の支払方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用料金の支払は、当社が指定する銀行口座への振込み（振込手数料は代理店負担）によるものとします。代理店は、当社が送付する請求書に基づき、納品予定日の7日前までに全額を支払うものとします。
- (2) 契約更新後の月額費用の支払い額は、年間(12ヶ月)分を原則として、契約満了月の末日までに当社が指定する銀行口座への振込み（振込手数料は代理店負担）によるものとします。

### 第6条 (著作権)

当社が代理店及び代理店の紹介したお客様に提供するシステムの著作権、特許権、実用新案権はすべて当社に帰属します。代理店及び代理店の紹介したお客様は、本規約に基づいてシステムの利用権を取得し、システムの著作権、その他の権利を取得することは出来ません。

### 第7条 (代理店業務の委託の禁止)

代理店は、代理店の販売業務を第三者に委託してはなりません。

### 第8条 (権利義務譲渡の禁止)

代理店は、本規約上の権利義務の一切を第三者に対譲渡し、または継承することはできません。

### 第9条 (利用規約の遵守)

代理店および代理店が紹介するお客様は、それぞれのサービスの定める禁止事項を行わないなど利用規約を遵守するものとします。

### 第10条 (資格の喪失)

1. 代理店について次の各号に該当する事由が生じたときは、当社は、代理店に対して何らかの通知、催告等を要することなく直ちに代理店資格を失わせることができるものとします。
  - (1) 重大な契約違反または背信行為があったとき
  - (2) 本規約に違反し、当社が是正のための相当な期間を設けた催告をしたにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
  - (3) 当社が定める支払期日までに本サービスの利用料金を支払わないとき
  - (4) 代理店加盟の申し込み等について、当社に対し虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (5) 当社の営業活動を妨害するような行為を行ったとき
  - (6) 法令または公序良俗に違反する行為を行ったとき
  - (7) 本サービスの利用規約に違反する行為を行ったとき

2. 前項により、本サービスを利用するお客様が代理店を通じて本サービス等の利用契約を継続できなくなった場合、当社が代理店に代わり利用契約継続の手続きを行い、それにより当社が本サービスを利用するお客様と直接利用契約を結ぶことに、代理店は同意するものとします。また、代理店は、本サービスを利用するお客様が利用契約を継続できなくなったことにより生じた損害を全て賠償するものとします。

#### 第11条 (反社会的勢力の排除)

代理店は、現在かつ将来にわたって、次の各号をそれぞれ表明し、確約します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しないこと。
  - （イ）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - （ロ）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - （ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - （ニ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - （ホ）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 自ら又は第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないこと
  - （イ）暴力的な要求行為
  - （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （ハ）取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - （ニ）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - （ホ）本サービスを反社会的勢力に紹介及び斡旋する行為
  - （ヘ）その他上記（イ）から（ホ）に準ずる行為
3. 前項の一つにても違反した場合は、代理店への請求によって、全ての取引及び契約を解除できるものとします。

4. 前項により解除された代理店が被った損害につき、一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、代理店に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第12条 (お客様情報の保護)

代理店は、本サービスを利用するお客様より提供される各種情報の取扱について、別紙「お客様情報の保護・秘密保持について」に従うものとします。

#### 第13条 (損害賠償)

本規約の履行に際して代理店の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、代理店は、当社に対し、当該損害の賠償をしなければなりません。

#### 第14条 (本規約の有効期限)

代理店資格の有効期間は、第3条の代理店資格が生じた時点より1年間とします。但し、期間満了1ヶ月前までに、当社または代理店のいずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面での通知がなされない場合、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第15条 (本規約の変更)

当社は、事情の変化に応じて、随時本規約を変更できるものとします。

#### 第16条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第18条 (管轄裁判所)

本規約に関する訴訟の第一審の専属管轄裁判所を訴額に応じ、静岡地方裁判所浜松支部または浜松簡易裁判所とします。

#### 附則

本規約は2010年9月25日から施行される。

2010年9月25日 制定

2016年8月1日 改定

CAG-002-001